

海外バイヤー招へい事業（オーストラリア）委託業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 6 年 4 月 5 日

長野県産業労働部営業局長

1 業務の概要

(1) 業務名

海外バイヤー招へい事業（オーストラリア）委託業務

(2) 業務の目的

日本食材の需要拡大が見込まれ、有望な市場であるオーストラリアから有力バイヤーを招へいし、商談会の実施及び現地での長野県産品フェアを行うことで、海外へ販路開拓を目指す県内事業者を支援する。

(3) 業務内容

オーストラリアのバイヤーを招へいした商談会の実施、及びバイヤーの現地小売店舗等での長野県産品フェアの開催

(4) 仕様書案

別添仕様書（案）のとおり（ただし、仕様書の内容は現時点のものであり、今後打ち合わせをする中で変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の変更についてはその都度協議させていただきます。）

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 海外バイヤー企業の選定
- イ 商談会参加企業の募集
- ウ 商談会の開催・運営
- エ 商品選定
- オ 輸出通関に関する手続き等の具体的な提案
- カ 現地での一般消費者向け販売促進イベント
- キ その他

(6) 業務の実施場所

オーストラリア、日本国内

(7) 履行期間

契約日から令和 7 年 3 月 28 日（金）まで

(8) 費用の上限額

5,800,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31

の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第 3 号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第 3 号の附表 1 による。
- (3) 誓約書
様式第 3 号の附表 2（任意様式）による。
- (4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2（住所記載不要）
長野県産業労働部 営業局（県庁 5 階） 担当 清水
電話 026-232-0111（代表）内線 3967
026-235-7248（直通）
ファックス 026-235-7496
メール shimizu-kikue-r@pref.nagano.lg.jp

- (5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ア 提出期限 令和 6 年 4 月 10 日（水）日本時間 午後 5 時まで（以下記載の時間は全て日本時間とする）
 - イ 提出先 3（4）に同じ。
 - ウ 提出方法 メール又は郵送とします。
参加申込書を提出した際は、到達したことを電話で 3（4）の担当者に確認してください。
- (6) 応募資格要件の審査
応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。
- (7) 非該当理由に関する事項

- ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（3）ア）の3日前までに、書面により通知します。
 - イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により営業局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
 - ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
 - エ 非該当理由の説明請求の受付
 - （ア）受付場所 3（4）に同じ。
 - （イ）受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- （7）その他の留意事項
- ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
 - イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- （1）受付場所 3（4）に同じ。
- （2）受付期間 令和6年4月19日（金）午後5時まで。
（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）
- （3）受付方法 業務等質問書（様式第6号）はメール等により提出するものとします。提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。
（送付先等は3（4）を参照。）
- （4）回答方法 令和6年4月22日（月）までに長野県公式ホームページに随時掲載します。

6 企画提案書の作成・提出

（1）提出書類

- ア 企画提案書（様式第8号）
企画書（様式第8号の附表）は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で、記載してください。なお、企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。
- イ 経費見積書（様式第8号の附表2）
経費の合計額は、1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ウ 会社概要又はパンフレット（写し可）

（2）企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ア 受付場所 3（4）に同じ。
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- ウ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）を電子メール等により提出するものとします。
- エ 回答方法 一般的な質問に関しては、質問者に対し電子メールにより回答します。企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては電

子メール等により回答します。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 **令和6年4月26日(金)午後5時**まで

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。)

イ 提出先 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 6部(正本1部、コピー5部)

エ 提出方法 持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は提出期限までに営業局に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。海外法人等、企画提案書の郵送に大幅に時間を要する場合のみメールでの受付も可とします。

(4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

【評価基準】

審査項目		審査内容(要求内容)	配点	
1 業務 の 実 施 内 容	オーストラリアの小売店等のバイヤー選定及び招へいについて	○本業務の背景、課題等に対する理解度が高く、提案内容の着眼点、企画・提案力が優れているか。	70	15
		○バイヤーの選定にあたり、商談の成約が高く見込まれ、オーストラリアでの販路開拓・拡大に繋がるバイヤーを選定しているか。		15
	事業者支援について(商談会の開催・運営、商品選定、輸出に関する手続き等)	○商談会の開催内容(事業者募集・会場手配・商談会対応)が、事業者に分かりやすく確実に実施できる内容になっているか。		15
		○多くの事業者の商品が選定される内容になっているか。		10
	現地小売店等での長野フェアの開催	○販売促進に繋がるような効果的な企画となっているか。 ○次年度以降も継続的に販売に繋がるような内容となっているか。		15
2 業務の実施体制・スケジュール	○迅速かつ効果的なスケジュールであるか ○県及び参加事業者等との連絡調整を円滑に行うことができる体制となっているか。	10	10	
3 業務履行の確実性	○委託業務を確実に履行できる技術・実績等が十分にあるか。	10	10	
4 業務に要する経費の内訳	○見積金額が上限の範囲内で適正な価格となっているか。 ○予算内で、最大限の効果を出すことができる提案となっているか	10	10	
合計得点			100	

(5) 企画提案の選定の方法

(ア) 共通事項

- ① 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

② プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和6年5月7日（火） オンライン方式

※オンライン情報及び時間については参加者に個別に連絡します。

(イ) 1次審査

- ① 5者以上の提出があった場合は、1次審査（書面審査）を実施することがあります。企画提案書の提出が5者以下の場合は、1次審査は実施しません。
- ② 審査は、提案書及び添付書類について審査します。
- ③ 審査を行った場合は、6（4）の評価基準に基づき採点を行い、合計点の上位5者を選定します。

(ウ) 2次審査

- ① 1次審査で選定された者に対して、2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、委託契約候補者1名を選定します。
- ② 審査は、6（4）の評価基準に基づき採点します。
- ③ 各審査委員が行った採点に基づき、委託候補者の順位付けを行い、1位：5点、2位：3点、3位：1点の順位点を付けるものとします。ただし採点結果が100点満点中60点以下の場合は、順位点付与の対象外とします。
- ④ 各審査委員の順位点を総計し、最高得点者を委託候補者として選定します。
- ⑤ なお、最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定します。ただし、評価点数の平均が60点以下の者は選定しない。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。
- イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により通知します。
- ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、営業局において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ア 6（6）イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により営業局に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ウ 非選定理由の説明請求の受付
 - (ア) 受付場所 3（4）に同じ。
 - (イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ア 提案書は複数提出することはできません。
- イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載した者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により営業局長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、8（1）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、営業局において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口
3（4）と同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。

参加申込書

年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(個人にあつては住所、氏名)

下記業務の公募型プロポーザル方式に参加したいので、資格要件具備説明書類を添えて参加を申し込みます。

記

- 1 対象業務名
海外バイヤー招へい事業（オーストラリア）委託業務
- 2 公告日
令和6年4月5日

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電 話
F A X
メー ル

年 月 日

参加要件具備説明書類総括書

提出者名

1 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類
別紙のとおり（納税証明書（未納の額がないことの証明））

2 社会保険に加入していることが確認できる書類

別紙のとおり

加入義務有・労働保険
申請日直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え
及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通
知書の写し等
・厚生年金保険、健康保険
申請日直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証
明書の写し等
加入義務無・賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちい
ずれかの写し

3 同種又は類似の業務の実績（国又は地方公共団体からの委託業務）

業 務 名			
(1) 発注者名			
(2) 契約金額			
(3) 履行期間			
(4) 業務の概要			

- (注) 1 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
2 実績は、公告の日から過去5年以内に履行した業務を対象とする。
3 上記実績を証する契約書の写しを添付すること。

誓約書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部守一 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者 職 氏名

海外バイヤー招へい事業（オーストラリア）委託業務の公募型プロポーザルの参加申し込みにあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 現在及び今後資格有効期間終了までに次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者。
 - (2) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
 - (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者。
- 2 競争入札への参加及び契約に係る業務の遂行にあたり、暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届けること。
- 3 この誓約が虚偽であったことが判明した場合又はこの誓約書に反した場合は当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てないこと。
- 4 貴職から求めがあれば、当方の役員等名簿（生年月日を含む。）を提出し、これらの書類から確認できる個人情報を貴職が長野県警察本部に提供することに同意すること。

業 務 等 質 問 書

提出日： 年 月 日

発注機関名	産業労働部営業局	公 告 日	令和6年4月5日
業 務 名	海外バイヤー招へい事業（オーストラリア）委託業務		
質問書提出者	所 在 地		
	商号又は名称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質問内容			

企 画 提 案 書

年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
（個人にあつては住所、氏名）

下記の業務について、企画提案書を提出します。

記

- 1 対象業務名
海外バイヤー招へい事業（オーストラリア）委託業務
- 2 公告日
令和6年4月5日

【連絡先】 担当者所属

氏 名
電 話
F A X
メー ル

企 画 書

提出者名

1 業務の実施者	氏名		住 所	
2 業務に要する経費及びその内訳	※経費の合計額は、公告1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。			
3 企画提案内容 ① 業務の実施内容 ② 業務の実施体制・スケジュール ③ 業務についての経験 ④ 業務に要する経費の内訳				
4 再委託の予定等	(再委託先) (委託業務内容)			
5 自由提案				

※各項目のスペースは必要に応じて拡大又は縮小して使用して下さい。また、上記項目が網羅されていれば、独自様式の提案書でも結構です。

海外バイヤー招へい事業（オーストラリア）委託業務
経費見積書

令和6年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

項 目	金 額	主 な 内 訳
事務費		
人件費	円	
事業費	円	
一般管理費	円	
小計 (a)	円	
消費税(b)	円	
合計 (a)+(b)	円	

(記載上の注意事項)

- 1 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、算定した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください。(円未満切り捨て)
- 2 経費見積額の上限は、合計5,800,000円(消費税及び地方消費税(100分の10)を含む。)としてください。
- 3 管理費・諸経費等を含めてください。当該見積書は委託費支払の際の参考とします。

見 積 書

年 月 日

長野県知事 阿部守一 様

見積人

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（個人にあつては住所、氏名）

下記のとおり見積りします。

記

1 業 務 名	海外バイヤー招へい事業（オーストラリア）委託業務
2 業務箇所	オーストラリア、日本国内
3 見積金額	

（見積金額には消費税及び地方消費税を含みません。）